ひとり歩き認知症高齢者等事前登録制度

　認知症等により高齢者等がひとりで外出し行方不明となった場合に、早期に発見・保護することを目的に、ひとりで外出し行方不明になるおそれのある高齢者等の情報を事前に登録する制度です。登録した情報は守山警察署と共有し、実際に行方不明者が出た際には、登録情報を活用し、捜索活動を早期に開始することに役立てます。

＜登録対象者＞　　野洲市内に住所を有し、かつ居住している人で、次のいずれかに該当する人

1. 要介護１から要介護５の認定を受けており、認知症等によりひとりで外出し行方不明になるおそれのある人
2. ①のほか、市長が特に必要と認める人

＜提出書類＞　　①野洲市ひとり歩き認知症高齢者等事前登録申請書

②登録対象者の**全身写真**と**顔写真**（**裏面に撮影日を記入**）

＜登録方法＞　　 提出いただいた内容を確認し、「野洲市ひとり歩き認知症高齢者等事前登録可否決定通知書」により、決定の可否を通知します。事前登録を決定した人の情報を野洲市ひとり歩き認知症高齢者等事前登録台帳に登録し、守山警察署と情報を共有します。

＜留意事項＞　　ひとりで外出し行方不明になるおそれのある状態とは、以下のとおりです。

1. 過去に所在不明となったことがある
2. 今いる場所が分からない、よく行く場所への行き方が分からない等、場所に関する認識が危ういことがある
3. 認知症があるが、独居や本人のこだわり等で、一人での外出の機会が多く、行方不明となる危険性が高い

☆お問い合わせ先☆

高齢福祉課（野洲市辻町433番地１　健康福祉センター１階）

電話：077-588-2337 FAX：077-586-3668

E-mail：kourei@city.yasu.lg.jp